

魚津市告示第155号

魚津市住居表示の実施基準の一部改正について
魚津市住居表示の実施基準（昭和47年魚津市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月9日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																												
第1－第2（略）	第1－第2（略）																												
第3 住居表示の実施基準	第3 住居表示の実施基準																												
1－8（略）	1－8（略）																												
9 同一の住居表示に係る枝番号の特例																													
<u>一つの基礎番号に該当する建物が複数あり、住居番号が重複するときは、基礎番号に枝番号をつけ、住居番号とすることができるものとする。</u> <u>(1) 住居番号のつけ方</u> <u>当該基礎番号より小さい数字の基礎番号に近い入口の建物から順序よく枝番号をつける。これによりがたい場合は、一定の基準により順序よく枝番号をつけるものとする。</u> <u>(2) 住居表示のしかた</u> <u>住居表示のしかたは、次の例によるものとする。</u> <table><tr><td></td><td>町 名</td><td>街区番号</td><td>住居番号</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>富山県</td><td>魚津市</td><td>〇〇町</td><td>〇〇番</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>〇－〇号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>基礎番号</td><td>枝番号</td></tr></table>		町 名	街区番号	住居番号					富山県	魚津市	〇〇町	〇〇番				〇－〇号											基礎番号	枝番号	
	町 名	街区番号	住居番号																										
																													
富山県	魚津市	〇〇町	〇〇番																										
			〇－〇号																										
																													
																													
		基礎番号	枝番号																										
10（略）	9（略）																												
第4（略）	第4（略）																												

附 則

この告示は、公表の日から施行する。